

任意継続の保険料前納について

1. 前納制度とは

保険料前納制度とは、保険料を半期分又は1年分を事前に一括して納付して頂くことにより保険料の割引を適用するものです。

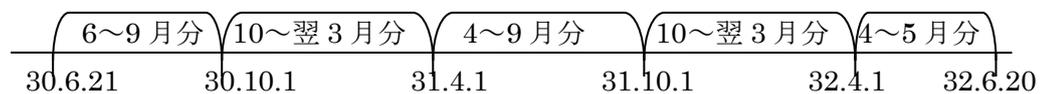
2. 前納できる期間

①半期毎（4月～9月分と10月～翌年3月分）

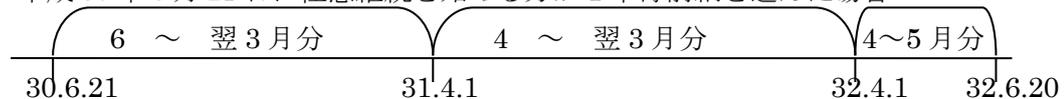
②1年毎（4月～翌年3月分）

*①②の途中の時期から任意継続を始める方も前納できます。（下図参照）

（例1）平成30年6月21日に任意継続を始める方が半期毎前納を選んだ場合



（例2）平成30年6月21日に任意継続を始める方が1年毎前納を選んだ場合



※前納できる期間は途中で変更できません。また、途中から月払いに変更することもできません。

（半期前納を選択したら、その後もずっと半期単位で収めることとなります。）

3. 申込手続き

(1) 任意継続に切替える遅くとも 3 週間前までには各事業所の総務（DNPヒューマンサービス）に申し出て下さい。

①前納する期間を 半期毎にするのか、1 年毎にするのかを決めてください。

②初回納付保険料は、退職月によって異なるので、必ず金額を確認願います。

(2) 下記、必要書類を提出願います。

（以下の書類は、健保ホームページの申請書類一覧に掲載されています。）

①健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

②健康保険被扶養者異動届（扶養家族のいる方のみ提出）

③預金口座振替依頼書 兼自動払込利用申込書（前納用）

※③は、「毎月払いの用紙」とは別のもとなります。御注意下さい。

④任意継続被保険者 前納希望者 同意書

4. 保険料の納付方法

(1) 初回保険料の納付方法

①初回保険料については、当組合からお渡しする「コンビニエンス払込票」を元にコンビニエンスストアで支払ってください。

申込書類提出後に、健康保険組合より総務（DNPヒューマンサービス）を経由して、初回保険料（及び手数料 176 円）が記載された『御請求書 兼コンビニエンス払込票』をお渡し致します。

②記載された金額をコンビニエンスストアで支払ってください。

※初回納付保険料額については、「口座振替手続きが完了するまでの 3 か月分」と「前納期間の保険料」の合計額を納める場合があるため、「任意継続被保険者 前納時 初回保険料一覧表」となります。

③保険料支払後に以下のものを総務経由で健保組合まで提出してください。

a. 店で発行した払込受領書（コピー可）

b. 在籍時の健康保険証

(2) 2 回目以降の保険料の納付方法

①半期毎前納の方は、3 月 1 2 日と 9 月 1 2 日、1 年毎前納の方は 3 月 1 2 日にご本人名義の指定銀行口座から引き落としで行います。（手数料 176 円）

②銀行口座の引き落とし時に指定口座が残高不足にならないよう注意してください。残高不足の場合は、健保から連絡しますが、連絡を受けた月内に健保に入金されない場合は、当健保組合から脱退となります。

5. 問い合わせ先

大日本印刷健康保険組合 任意継続担当

電話 内線 7-313-56210 （外線 03-6735-6210）